

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する関係機関連絡協議会設置要綱

1 設置目的

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関による連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置し、問題に対する認識を共有化し、相互の緊密な連携を図る。

2 所掌事項

協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 配偶者からの暴力問題に対する理解の促進に関すること。
- (2) 各機関等の連携の促進に関すること。
- (3) 県民に対する啓発活動に関すること。
- (4) 前各号に掲げるものの他必要な事項

3 構成

協議会は、別表に掲げる関係機関（以下「構成機関」という）をもって構成する。

- (1) 協議会の会長は、山梨県理事が務める。
- (2) 会長に事故あるときは、協議会の構成機関のうちから、予め会長が指名する機関の代表がその職務を代理する。

4 会議

- (1) 会議は、必要に応じ会長が招集する。
- (2) 会長が議長となり、会議を総理する。

5 実務者会議

会長は、必要に応じ、関係する各機関の実務者による連絡会議を開催することができる。

6 事務局

協議会の事務局は、企画部県民室男女共同参画課に置く。

7 雜則

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成13年9月10日から適用する。

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

この要綱は、平成16年9月1日から適用する。

この要綱は、平成18年2月16日から適用する。

この要綱は、平成18年11月1日から適用する。

この要綱は、平成19年10月23日から適用する。

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。 (※平成21年度改正予定)

別表

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する関係機関連絡協議会の構成機関

	所 属	備 考
1	企画部参事	
2	県民室主幹	
3	県民生活課	
4	男女共同参画課	
5	男女共同参画推進センター	
6	児童家庭課	
7	女性相談所	
8	中央児童相談所	
9	都留児童相談所	
10	精神保健福祉センター	
11	中北保健福祉事務所	
12	峡東保健福祉事務所	
13	峡南保健福祉事務所	
14	富士・東部保健福祉事務所	
15	甲府市	男女共同参画課
16	富士吉田市	福祉事務所
17	甲州市	福祉事務所
18	都留市	市民生活課
19	山梨市	福祉事務所
20	大月市	福祉事務所
21	韮崎市	福祉事務所
22	南アルプス市	福祉事務所
23	甲斐市	福祉事務所
24	北杜市	地域創造課
25	笛吹市	福祉事務所
26	上野原市	福祉事務所
27	中央市	福祉事務所
28	警察本部警務課	
29	警察本部生活安全企画課	
30	甲府地方法務局	人権擁護課
31	(社) 山梨県医師会	
32	(社) 山梨県歯科医師会	
	甲府地方裁判所 (オブザーバー)	